

令和3年度 第14回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和3年10月6日(水) 午前9時40分から10時25分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|-------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| | 委員 | 上田博久 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 川本晴彦 | 次長兼任用課長 | 前田俊和 | |
| | 給与課長 | 川口豊長 | 主 幹 | 尾田聡子 | |
| | 係 長 | 米田康孝 | 係 長 | 足立陽子 | |
| | 係 長 | 山口玲夏 | | | |

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の第1次試験合格者の決定について
- 議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 大学卒業程度(追加募集:管理栄養士))の第1次試験合格者の決定について
- 議案第3号 「2021年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験(令和4年4月採用予定 大学卒業程度(追加募集:管理栄養士))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

「2021年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

| 要求事項 | 回 答 |
|--|---|
| 1 . 勧告・報告について | |
| (1) 地方公務員法24条はじめ、第13条及び第14条に基づき、国・他県との公務の近似性や人員確保に十分留意して、公務の職責・業務内容に見合った賃金を勧告すること。 | 民間給与実態調査結果を踏まえ、国や他県の状況等を総合的に勘案し、引き続き県民・職員の理解が得られる給与水準とする必要があると考えています。 |
| (2) 一時金については、国・他県との格差が縮まるよう引き上げること。引き上げ分は、すべて期末手当に配分すること。 | 民間給与実態調査結果を踏まえ、国や他県の状況等を総合的に勘案し、引き続き県民・職員の理解が得られるものとする必要があると考えています。 |
| (3) 財源確保を理由とした賃金カットを行わないよう、各任命権者に対して指導すること。 | 労働基本権の代償機関としての人事委員会の勧告を踏まえて改正等された給与条例に基づき、職員の給与が決定されることが望ましいと考えています。 |
| (4) 活力ある公務組織を維持していくため、また職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう、各任命権者に対して指導すること。 | 級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可分な事項であり、現行の職位配置により公務の執行に特段の不具合は生じていないものと認識しています。 |
| (5) 少数職種及び技術職の職位の整備を前進させるとともに、他の職種と同様の均衡のとれた任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。 | 級別の職位配置は効率的な公務の執行と密接不可分な事項であり、現行の職位配置により公務の執行に特段の不具合は生じていないものと認識しています。また、任用については、職員の能力・実績を的確に評価して公正に処遇することが重要と考えており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告において、本委員会の考え方などを示していきたいと考えています。 |
| (6) 長時間労働の是正のため、適切な人員配置、業務の削減に取り組むよう各任命権者に対して指導すること。 | 時間外勤務の縮減は、仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率の向上の観点から、重要な課題と認識しています。本委員会が時間外勤務命令の上限を定め、平成31年4月から適用されたところであり、当該上限規制の順守状況を確認して、給与勧告に併せた人事管理報告の中で時間外勤務の縮減に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。また、引き続き36協定の遵守状況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。 |
| 2 . 新型コロナウイルス関連対応について | |
| (1) 時間外特例業務の勤務実態について、正確な把握および検証を行うと共に、安易に無制限の勤務とならないよう、各任命権者に対して指導すること。 | 特例業務に従事する場合であっても、時間外勤務の上限時間を超える勤務は必要最小限としなければならないことは当然であり、当委員会としても職員の健康に配慮した運用が行われるよう、任命権者に求めていきたいと考えています。 |
| (2) 専門職を中心に、新型コロナウイルス対応に必要な人員を早急に確保すること。 | 任命権者の意見を伺いながら、人員の確保に努めていきたいと考えています。 |
| (3) 「待機命令」の実態を把握し、処遇改善に向けて必要な対応を講じること。 | 手当の支給などの待機に対する給与での措置は考えていません。 |
| 3 . 賃金、諸手当に係る諸制度の改善について | |
| (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人員確保のため、給与水準を全国水準に合わせて改善すること。 | 民間給与実態調査結果を踏まえ、国や他県の状況等を総合的に勘案し、引き続き県民・職員の理解が得られる給与水準とする必要があると考えています。 |
| (2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員、保育士、児童相 | 任命権者の意見を伺いながら、人員の確保に努めていきたいと考えています。 |

| 要求事項 | 回 答 |
|--|--|
| 談所職員等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を早急に確保すること。 | |
| (3) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。 | 変更する考えはありません。 |
| (4) 期末・勤勉手当における職務段階別加算などについて、行政職を基本に他給料表、特に教育職給料表の整合を図ること。 | 変更する考えはありません。 |
| (5) 教育職給料表の統合については、労使協議を十分に尊重すること。 | 平成 27 年に、教育委員会から、教育職給料表の一本化に向けた課題の解消に向けた検討の見通しが示されたことなどから、当面、教育委員会の状況を注視していくこととしています。 |
| (6) 労働組合専従退職者の復職時昇給調整を3分の3とすること。 | 変更する考えはありません。 |
| (7) 通勤手当を以下のとおり改善すること。 | |
| ア 交通機関等を利用している場合、特急料金にかかる費用を全額支給とすること。 | 国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 |
| イ 自家用車を利用している場合、駐車料金を含めた実費弁済とすること。 | 駐車料金の負担については、平成 30 年度に労使協議により一定の改善が図られたところであり、その後の状況を注視していきたいと考えています。なお、通勤手当は、通勤に要する経費を補助するものであり、通勤に要する実費を弁済するものではないと考えています。 |
| (8) 扶養手当を以下のとおり改善すること。 | |
| ア 子の扶養手当の額を国と同額にすること。 | 扶養手当は国民比較対象の給与であることから、民間給与実態調査の結果を踏まえた上で、国や他県の状況等を総合的に勘案し、検討したいと考えています。 |
| イ 教育加算額を引き上げること。 | |
| ウ 他の扶養者の所得の多寡に関わらず、手当を支給すること。 | |
| (9) 月 4 5 時間超の時間外勤務手当の支給率を 100 分の 150 とすること。 | 民間事業所の状況を踏まえ、国や他県等の状況を総合的に勘案し、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 |
| (10) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。 | 任命権者の意見を伺いながら、検討していきたいと考えています。 |
| (11) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。 | 国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 |
| (12) 住居手当について、鳥取県職員の実情に合わせて引き上げること。 | 住居手当は国民比較対象の給与であることから、民間給与実態調査の結果を踏まえた上で、家賃負担の実態、国や他県の状況等を総合的に勘案し、検討していきたいと考えています。 |
| (13) 高齢者部分休業をした者の退職手当における除算期間を、実際に休業を行った時間を基に計算すること。 | 任命権者において検討されるべきことと考えています。 |
| 4 . 雇用と年金の接続について | |
| (1) 公務員の定年延長に関して改正国家公務員法・地方公務員法が 2021 年 6 月に成立したことをふまえ、以下の対応をすること。 | |

| 要求事項 | 回 答 |
|--|--|
| <p>ア 2023年4月1日からの定年の段階的な引上げに向けて、具体的シミュレートに基づく計画的な新規採用の実施、定年前再任用短時間勤務の導入に向けた職務内容・配置・勤務形態等の整備、組織の新陳代謝の確保や組織活力の維持という制度趣旨をふまえた役職定年制のあり方など、組合との交渉・協議のもと、必要な検討を行うこと。</p> | <p>本県の年齢構成や人事管理の状況を十分考慮した上で、定年延長に向けての具体的な人事管理のあり方等を検討していく必要があり、本委員会としても関係者と調整しながら、検討、準備を進めていきたいと考えています。</p> |
| <p>イ 雇用と年金を確実に接続するための再任用職員については、職務・職責が定年前と変わらない実態にあることもふまえ、給与水準の改善見直しを早急に行うこと。諸手当についても定年前の職員との均衡等を考慮し改善すること。</p> | <p>再任用職員の給与水準に関しては、引き続き国や他県における検討状況及び任命権者の意向等を踏まえながら検討していきたいと考えています。諸手当については、国や他県の状況等を勘案し、検討したいと考えています。</p> |
| <p>(2) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。</p> | <p>国の通知等を踏まえ、本県の実情に合った制度運用が行われるよう、任命権者に求めていきたいと考えています。</p> |
| <p>5 . 非正規雇用職員の処遇改善について</p> | |
| <p>(1) 非正規雇用職員の任用や処遇改善に関わって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、非正規雇用職員の処遇が改善される方向で人事委員会として必要な対応を行うこと。</p> | <p>非常勤職員等の処遇については、給与勧告に併せた人事管理報告において本委員会の考えを示してきたところであり、令和2年度から任用上の要件を満たす会計年度任用職員に期末手当が支給されることとされたほか、令和3年度から病気休暇等が有給化されるなど、法改正等を踏まえた処遇改善が行われたところです。</p> |
| <p>(2) 会計年度任用職員の休暇制度、とりわけ以下の項目について有給休暇を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。 ア 不妊治療休暇 イ 配偶者出産休暇及び育児参加休暇の新設 ウ 産前休暇及び産後休暇</p> | <p>会計年度任用職員の休暇制度については、制度の趣旨及び国、他県等の状況を踏まえながら、正職員との均衡及び一般労働法制を考慮し、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 なお、三項目の休暇については、人事院の意見申出等の趣旨に沿って対応していきたいと考えています。</p> |
| <p>(3) 会計年度任用職員の育児休業、介護休業等の取得要件を緩和し、採用当初から取得できるようにすること。</p> | <p>人事院の意見申出等の趣旨に沿って対応していきたいと考えています。</p> |
| <p>6 . 休暇制度の改善について</p> | |
| <p>(1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。 ア 現在一疾病180日間のクーリング期間について、国と同様に20日に短縮すること。 イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。 ウ 病気休暇の積算対象とならない、定期通院に対して職務専念義務免除とすること。</p> | <p>制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。 治療のための定期的な通院を病気休暇の対象としていることに特段の不都合は生じていないものと認識しており、職務専念義務を免除する必要があるとは考えていません。</p> |
| <p>(2) 介護に係る支援制度を以下のとおり改</p> | |

| 要求事項 | 回 答 |
|---|---|
| <p>善すること。</p> <p>ア 介護休業期間を1年に延長すること。</p> <p>イ 介護休暇の対象範囲を三親等まで拡大すること。</p> <p>ウ 介護休業制度を創設すること。</p> | <p>制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> <p>制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> <p>介護に係る休暇制度全体に関わることであり、国として検討されるべきことと考えています。</p> |
| <p>(3) 人事院の育児休業法の改正に関する意見申出等をふまえ、次のとおり改善すること。</p> <p>ア 育児休業の分割取得を可能とすること。</p> <p>イ 期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定にあたり、子の出生後8週間以内における育児休業期間とそれ以外の育児休業期間を合算しないこと。</p> | <p>人事院の意見申出等の趣旨に沿って対応していきたいと考えています。</p> |
| <p>(4) 育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。</p> | <p>国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> |
| <p>(5) 子の看護休暇について以下のとおり改善すること。</p> <p>ア 日数を増やすこと。</p> <p>イ 対象年齢を18歳まで拡大すること。</p> <p>ウ 養育の実態がある三親等への対象拡大や臨時休校に伴う子の世話も対象とするなど、取得要件の緩和を図ること。</p> | <p>制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> |
| <p>(6) 家族看護休暇を新設すること。</p> | <p>制度の趣旨や国や他県等の状況を踏まえながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> |
| <p>(7) 不妊治療に関する休暇を以下のとおり改善すること。</p> <p>ア 特別休暇の不妊治療休暇を年10日とすること。</p> <p>イ 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。</p> <p>ウ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。</p> | <p>国や他県等との均衡を考慮しながら検討していきたいと考えています。</p> <p>良好で働きやすい職場環境の確保については、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で、本委員会の考えなどを示したいと考えています。</p> <p>国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があり、利用状況等を注視していきたいと考えています。</p> |
| <p>(8) 夏季休暇の取得期間を10月までに拡充すること。</p> | <p>国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> |
| <p>(9) 子育て部分休暇を小学6年生までに拡充すること。</p> | <p>国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> |
| <p>(10) 入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる育児目的休暇を制度化すること。</p> | <p>国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> |
| <p>(11) 新型コロナウイルス感染症に関する特別休暇の対象に、通所施設の閉鎖に伴う要介護への対応を加えること。</p> | <p>国や他県等との均衡を考慮しながら、県民の理解が得られる制度とする必要があると考えています。</p> |
| <p>7. 労働基準監督強化について</p> | |
| <p>(1) 勧告・報告に教員を含めた全ての職員の時間外勤務の正確な実態を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の正確な実態把握と事後検証を基</p> | <p>時間外勤務の縮減は、仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率の向上の観点から、重要な課題と認識しています。本委員会が時間外勤務命令の上限を定め、平成31年4月から適用されたところであり、</p> |

| 要求事項 | 回 答 |
|--|--|
| にした、必要な人員配置や増員、業務の廃止も含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう指導すること。 | 当該上限規制の順守状況を確認して、給与勧告に併せた人事管理報告の中で時間外勤務の縮減に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。また、引き続き36協定の遵守状況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。 |
| (2) 時間外勤務記録が正確になされているか定期的に調査し、必要に応じて各任命権者に対して是正勧告を行うなど、人事委員会として労働基準監督権を適切に行行使すること。 | 職場における適正な勤務時間管理が徹底されるよう必要な調査等を行い、労働基準監督機関としての職責を果たしていきたいと考えています。 |
| 8 . 職場環境の改善について | |
| (1) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性のあるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。 | 各職場における職員の安全と健康の確保については、最も重要な課題であると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理体制や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。 |
| (2) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう各任命権者に対して指導すること。 | 各職場における職員の安全と健康の確保については、最も重要な課題であると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で健康管理体制や職場復帰後の支援も含めた復帰支援策の充実に関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。 |
| (3) 良好な職場環境の整備は使用者の責任であることをふまえ、ハラスメントが発生しないよう、各任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、研修体制の強化や発生した場合の対応について、各任命権者に対して指導を行うこと。 | ハラスメントの防止については、重要な課題であると認識しており、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で、良好な職場環境づくりや、より適切な対応ができる体制づくりに関する本委員会の考えなどを示したいと考えています。 |
| (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に指導すること。 | 男女の別なく、子育てや家族等の介護を行う職員がその能力を十分に発揮し、高い士気を持って仕事ができる環境の整備は、職員のワークライフバランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも重要な取組であると認識しています。このため、引き続き、給与勧告に併せた人事管理報告の中で、本委員会の考えなどを示したいと考えています。 |
| (5) 休職者の職場復帰支援策の改善を各任命権者に対して指導すること。 | 休職者の職場復帰支援策については、引き続き、仕事と家庭生活の両立支援、職員の健康保持の観点から、各任命権者の取組状況を注視していきます。 |
| (6) 介護離職者の再採用制度を創設すること。 | 離職者の再採用制度を創設することは考えていません。 |
| (7) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度を整備すること。 | 制度を創設することは考えていません。なお、治療と仕事の両立支援は人材確保の観点からも重要な課題と認識していますので、支援のあり方などについて、任命権者の意見も伺いながら、本委員会として何ができるのか、引き続き必要な検討をしていきたいと考えています。 |
| (8) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な制度の整備と運用を図るよう各任命権者に対して指導すること。 | 職員の健康管理については、重要事項であると認識していますので、引き続き、健康診断の実施状況など労働安全衛生法等法令の遵守状況を確認するとともに、状況に応じた必要な措置を検討していきたいと考えています。 |
| (9) 労働基準法第36条第1項に規定する協定について、遵守するよう適切に各任命権者並びに所属長に対して指導すること。 | 引き続き36協定の遵守状況を確認し、違反事業場には労働基準法に基づく改善指導をしていきます。 |

| 要求事項 | 回 答 |
|---|--|
| (10) 他の地方公共団体及び民間の状況を踏まえ、禁錮以上の刑を受けた場合の救済措置を定めた条例制度の制定について勧告・報告を行うこと。 | 職員の身分保障に関わることであり、まずは、各任命権者で検討されるべきことと考えています。 |
| (11) 人事委員会事務局が、人事評価制度等の勤務条件等の相談窓口であることを県職員に周知すること。 | 人事委員会が職員から勤務条件等に関する苦情相談を行っていることについて、引き続き必要な周知を行います。 |
| 9 . その他の労働条件の改善について | |
| (1) 公務職場における外国人の採用を促進するとともに、昇任・昇格等で差をつけないこと。また、障害者差別解消法に基づき、障がい者雇用の促進を図ること。そのために、任命権者への指導を含め必要な措置を積極的に行うこと。 | 外国人については、ほとんどの職種で受験を認めているとともに、従来から身体障がい者を対象とした採用試験を、平成 28 年度からは知的障がい者や精神障がい者を対象とした採用試験も実施しているところです。また、職員の意欲・能力を高め、組織の活性化と行政サービスの質及び公務能率の向上を図るためには、職員の能力・実績を的確に評価して公正に処遇することが重要であり、引き続き、給与勧告に併せて本委員会の考え方などを示したいと考えています。 |
| (2) 不服申し立てや措置要求等において、代理人による審査請求が可能となるように人事委員会規則を整備すること。 | 本県人事委員会規則では、既に代理人の制度を設けており、現行制度を見直す考えはありません。 なお、代理人については、審理に際して参加することは考えられますが、地方公務員法の規定や審査請求・措置要求制度の趣旨に照らせば、請求自体は、職員本人の意思に基づき行うものであると考えていますので、請求をはじめ一切の行為を全面的に代理人に委任することは適切ではないと認識しています。 |
| 10 . 勧告・報告にあたっては、労働基本権制約の代償機関の立場から、中立かつ公正な第三者機関としての使命を十分果たすとともに、労働組合との十分な交渉・協議と合意に基づいて行うこと。 | |
| | 職員団体等と意見交換しながら、勧告に向けて検討する考え方に変更はありません。 |

六 次回人事委員会の開催

令和 3 年 1 0 月 1 1 日（月）午後 0 時 3 0 分から開催することとした。